

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策 (2020年4月17日時点)

助成金・補助金等の情報は、日々更新されます。各問合せ先に詳細をご確認くださいませよう、お願いします。

川崎市多摩区版

個人が申請	生活支援	全国全ての国民対象	給付	→ 特別定額給付金 4/30補正予算が通過する前提です 返済不要	1人あたり10万円 早ければ5月下旬の支払い開始	→ ※現在検討中
		休業で家計が維持できない	貸付	→ 緊急小口資金(特例)	貸付上限:10万円(特別な場合:20万円) 措置期間:1年以内、償還期間:2年以内 無利子	→ 多摩区社会福祉協議会 相談 事前予約制 044-935-5500
		失業で家計が維持できない	貸付	→ 総合支援資金(特例)	貸付上限:単身~15万円、複数~20万円 措置期間:1年以内、償還期間10年以内 貸付期間:3か月、無利子、小口資金と併用可	→ 044-935-5500
		離職等で住宅を失った・失うかも	給付	→ 住宅確保給付金 返済不要	家賃実費支給 53,700~69,800円を支給 支給期間:原則3か月	→ 川崎市生活自立・ 仕事相談センター 044-245-5120
事業主が申請	休業補償	従業員に休業してもらうなら	助成	→ 雇用調整助成金 返済不要	休業等助成1人あたり1日8,330円を上限 助成率は、企業規模・雇用状況で変動	→ 厚生労働省 神奈川労働局 相談コールセンター 0120-60-3999
		休校により子どもがいて働けない従業員のために	助成	→ 小学校休業対応助成金(労働者雇用向け) 返済不要	小学校等(※1)休校で労働者が有給休暇取得 1日あたり8,330円を上限に、賃金相当額を助成	→ 0120-60-3999
		休校により子どもがいて働けないフリーランスのために	助成	→ 小学校休業対応支援金(フリーランス向け) 返済不要	小学校等(※1)休校で休業したフリーランス 1日あたり4,100円(定額)を助成	→ 受付時間9:00~21:00 (土日・祝日も含む)
		緊急事態宣言に伴う休業要請に応じた	助成	→ 休業協力金 返済不要	協力金を1事業者10万円支給 (また事業所を賃借の場合、1事業所10万円、 複数は20万円を支給)	→ ※現在検討中
事業主が申請	資金繰り	資金繰りのため、融資を受けたい	融資	→ 危機関連保証	前年比15%~売上減、上限2億8千万円	→ 川崎市経済労働局 産業振興部金融課 044-544-1846
			融資	→ セーフティネット保証 4号(突発災害)、5号(業況悪化)	[4号]前年比20%~売上減、上限2億8千万円 [5号]前年比5%~売上減、上限8千万円	→ 川崎市経済労働局 産業振興部 中小企業溝口事務所 044-544-1846
			融資	→ 無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 融資限度額:6,000万円(別枠)	→ 最寄りの日本政策金融公庫へ 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 受付時間 平日9:00~17:00
		融資	→ マル経融資の金利引き下げ	前年比5%以上の売上減少で、 融資限度額:別枠1,000万円 当初3年間、金利を0.9%引き下げ	→ 0120-154-505 受付時間 平日9:00~17:00	
給付	→ 持続化給付金 返済不要	4/24補正予算が通過する前提です	2020年1~12月期の売上が50%以上で支給 前年売上-(前年同月比▲50%売上高×12ヶ月) を現金給付(上限:中小200万円、個人事業100万円)	→ 経済産業省 相談窓口 03-3501-1544 平日・休日 9:00~17:00		

(※1)「小学校等」とは(厚生労働省HPより抜粋)

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)
- ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

川崎市議会議員 各務雅彦(かがみまさひこ)
TEL:044-948-7840
masahikokagami@gmail.com

個人が相談

生活支援

税金が支払えない	→ 市民税、固定資産税など	支払猶予	→ しんゆり市税事務所納税課 044-543-8982
年金・保険料が支払えない	→ 国民年金・国民健康保険	納付猶予・免除	→ (年金) 多摩区役所保険年金課国民年金係 044-935-3165 (保険) 多摩区役所保険年金課収納係 044-935-3163
光熱費が支払えない	→ 電気・ガス・水道	支払期限延長	→ ・東京電力 0120-993-052 ・東京ガス 0570-002211 ・川崎市上下水道局 044-951-0303
通信費が支払えない	→ 携帯料金等	支払期限延長	→ ・docomo 0800-333-0500 ・au 157または0077-7-111 ・Softbank 0800-170-4535
学費が支払えない	→ 高等教育就学支援新制度、貸与型奨学金等	免除・給付・貸付	→ 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (月～金9:00～20:00) 他、在学する高校・大学でも相談を受け付けています。
ひとり親で家計が維持できない	→ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	貸付	→ 多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 044-935-3297

【新型コロナウイルス感染症してしまった場合】

どうなる？

生活支援

検査費用はかかりますか	→ 公費でまかなわれるため、原則無料	→ 保健所などが必要と判断した場合、感染の有無を調べる検査です。3月6日から検査が保険適用となりましたが、患者の負担分は公費でまかなわれるため、個人負担は発生しません。陰性であっても同様です。
入院費用はかかりますか	→ 公費でまかなわれるため、原則無料	→ 入院患者の医療費は原則公費で支払われることになっています。
休業手当ははめますか	→ 支払われません	→ 都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当は支払われません。
傷病手当ははめますか	→ 支給される場合あり	→ 被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。具体的な詳細、申請手続き等については、加入する保険者に確認ください。

上記は、2020年4月17日現在の情報です。
助成金・補助金等の情報は、日々更新されます。
各問合せ先に詳細をご確認くださいませよう、お願いします。



川崎市議会議員
各務雅彦 (かがみ まさひこ)

TEL: 044-948-7840
masahikokagami@gmail.com

